

新たな広域連携都市圏形成の促進について

【担当省庁】総務省、国土交通省

市町村の対等連携型の広域連携に対する支援制度の創設

- 京都府北部地域のように、中心となる都市を設けない対等型の連携により、圏域全体の経済成長や生活関連機能サービスの向上等を図り、持続可能な経済・生活圏の形成を目指す取組を支援する制度を創設していただきたい。

<京都府北部地域の連携都市圏の取組>

- ・ 京都府北部地域の 5 市 2 町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）は、圏域内に中核市要件には満たない人口 10 万人未満で昼夜間人口比率 1 以上の都市が複数存在しており、中心となる都市を設ける現行の連携中枢都市圏制度の活用が困難となっている。
- ・ 平成 27 年 4 月に「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」を行い、推進協議会を設置し、中心となる都市を設けずに相互の連携と役割分担により北部地域を一つの経済・生活圏とする新たな連携都市圏の形成を目指している。

<連携中枢都市圏に対する主な国の財政措置>

- ・ 連携中枢都市への財政措置
 - 普通交付税 人口 75 万で約 2 億円（圏域人口に応じて算定）
 - 特別交付税 年間 1.2 億円程度（人口・面積を勘案）
- ・ 連携市町村への財政措置
 - 特別交付税 年間 1,500 万円

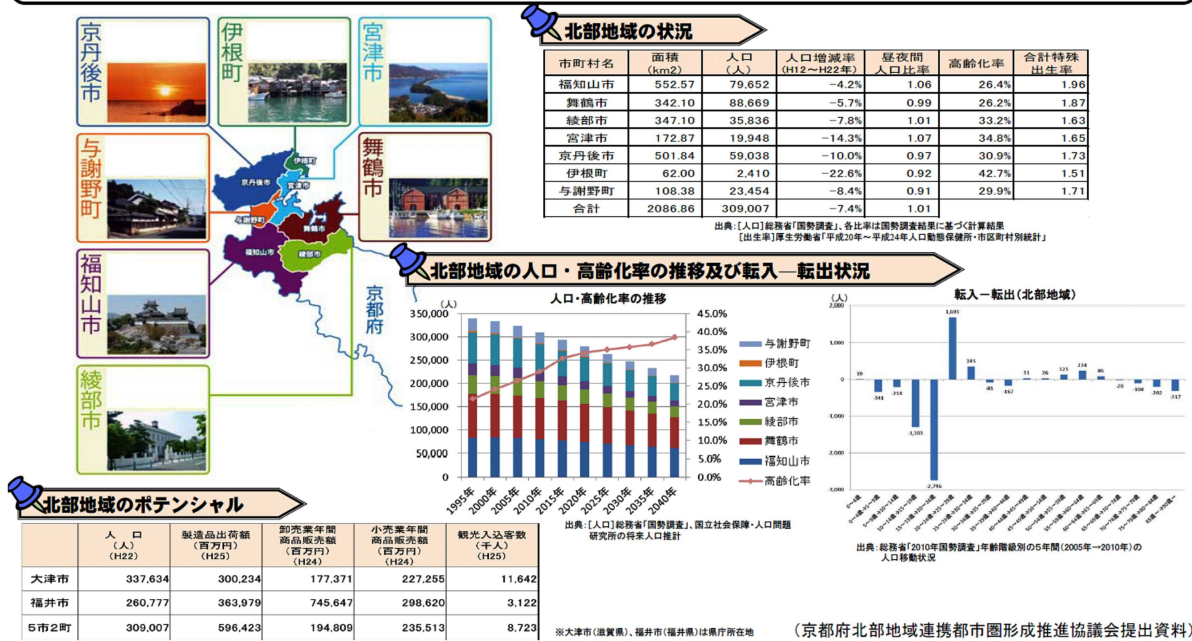
【現状・課題等】

◎ 京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会の取組と府・国の支援

- 平成 27 年度は総会を 2 回、幹事会を 7 回開催し、移住・定住プロジェクト等の連携事業の協議・立ち上げを行い、平成 28 年 4 月 1 日から専任事務局を設置し、体制をより一層強化するとともに、地方創生加速化交付金や地方創生推進交付金を活用した同プロジェクトの推進や連携ビジョンの検討等に取り組んでいるところ。
- 平成 28 年 3 月 16 日に出された地方制度調査会の答申において、行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制として、連携中枢都市圏以外の広域連携が位置づけられ、広域連携の取組については、「都道府県が関係市町村から求めがあるとき等には、必要な情報提供や助言、取組に対する支援等を行うことも考えられる」こととされた。
- 本府としても、推進協議会総会にオブザーバーとして参画するとともに、幹事会において連携ビジョンや連携施策の検討に関する助言、意見調整を実施するなどの支援を行っている。
- また、総務省の「新たな広域連携促進事業」の委託団体に京都府北部地域の 5 市 2 町が選定され、連携ビジョンの策定や連携施策の検討に必要な調査等を実施するなど、国の支援を受け、新たな広域連携都市圏の形成に向けた取組を推進している。

京都府北部地域連携都市圏の現況ポテンシャルについて

- 圏域人口は中核市並であるものの、人口減少・高齢化が進行し、国の推計では 2040 年に人口は約 3 割減少する見込み
- 進学等を機に圏域外に流出する若者が多く、就職時にその全部は戻らない。一方で、出生率は高い
- 圏域内の各市町は観光、製造業など、それぞれに特色を持ちながら、昼夜間人口比率 1 を超える都市が複数存在、全体でも 1 を超えており、圏域全体の産業規模・交流人口は近隣中核市と同程度のポテンシャルを有し、それをネットワーク化できる鉄道・高速道路等公共交通基盤が整備されている
⇒ 雇用の創出・都市機能の向上等により若者に魅力的な地域をつくれれば、地方創生のモデルになり得る



【京都府の担当課】

総務部 自治振興課 075-414-4447
 政策企画部 戦略企画課 075-414-4348